

僧侶研修会と差別の現実

小笠原正仁

大阪芸術大学非常勤講師

(二財)同和教育振興会理事

現代人の悩みに応える

僧侶研修会が25年を迎えました。

僧俗共に学ぶというのは、私たち教団の基本です。とは言え、僧侶は常に学びを怠らず、門信徒の良き師、そして良き相談相手として研鑽を積むべきです。

しかし、25周年を迎えるこの僧侶研修会は、教学を学ぶというよりは、教えを学び、深め、広げていくことを期待されている僧侶が、教団の歴史のなかで差別

を再生産し続けてきた事実を学ぶことに意義がありました。

そもそも、僧侶が教学を学ぶというのは当たり前のことです。大切な教えを深めていくだけでなく、多くの人々の具体的な人生の悩みに応えるべく、み教えに聞いていくことが求められているからです。それゆえに、その教学が現代社会と切り結んでいることが重要です。「宗門は現代人の悩みに応えているのか？」と1962年に門信徒会運動は始まりました。「現代人の悩み」とは「現代社会の

問題・課題」に由来するものであったはずです。

しかし、伝統的な教学では「悩み」は個人のもので、その原因を社会に求めるべきものではありませんでした。それは、被差別者にその差別の原因をすべて投げて、本当の原因である差別者を免責してしまうという論理です。「自業自得」「現世は業果たし」というような考え方が、来世の救済とセットで説かれたのです。現実の社会矛盾や問題・課題は置き去りとされていきました。解決はすべて、差別される人の心の作用ということになります。このような教化が日常的に行われていたのです。

とくに差別的身分社会と檀家制度が宗門人別改めによって結合する江戸時代に顕著に表れました。

僧侶研修会の始まり

そのような教学の歴史的研究によって、教学の問題が明らかにされてきました。

それらの教学は差別を教化し、再生産するものであるという批判は、ずいぶん昔からありました。1970年代の終わりに、宗教界全体を巻き込む差別事件が起こり、一つひとつの教団が真剣に向き合わねばならないことになった結果、それらの教学上の問題も教団の課題となったのです。「同宗連」が結成されたのもその過程です。

前後して、教団で始められた基幹運動が、部落差別という現実的課題に直面したのです。その経過のなかで僧侶研修会は始まりました。この研修会はすべての教区・組そで同一テーマ・同一テキストで行われました。

教学によって私たちの現実、一つの強固な物語となっていました。差別の現実をわからなくしてしまっていた教学、あるいは差別を正当化するための教学に引きずられていた私たちの現実を、研修会でありのままに、正しく受けとめてゆこうという取り組みが始まったのです。

そのなかでは、差別のありようを具体的に知るために被差別者との交流や被差別地域へのフィールドワークなども行った組や教区もありました。

しかし、学習が進めば、被差別者や被差別地域が差別の現実ではなく、差別する私たちが差別の現実だと気づかされます。経典における差別的な表記、あるいは差別に悪用された業論をなんの疑問もなく受け入れ、そういった論理の下に隠れて差別する自分が差別の現実だとわかるのです。

この状況をみずから把握し、この現実を改めるための研修が僧侶研修会です。

僧侶研修会の課題と実践

第Ⅰ期僧侶研修会は、「真俗しんぞく二諦にたい」

「業・宿業」「信心の社会性」という課題を設定して取り組まれました。第Ⅱ期では、それら三つの課題に加えて、「部落差別の基礎的学習」が加えられました。その研修会の積み重ねられる過程で、

「差別法名・過去帳調査」が行われました。蓮如上人五百回遠忌法要という教団にとつて大きな意義のある法要時期でした。この時期に「信心の社会性」の実践として、その調査も同時に行われました。教団の運動の高まりを内外に示した時期でもありました。

その調査は僧侶研修会において、事前の研修と調査結果に学ぶ研修会を重ねていきました。そこで報告された結果は、「信心の社会性」の実践というにふさわしいものでした。調査に際して学んだ差別法名、あるいは差別記載が報告されただけではなく、差別につながるとされていた族籍記載が差別記載であるとして報告されました。

その総括と学びのなかで、「過去帳からの学びとしての教学」として反差別の教学が提起されました。それは、現在、「御同朋おんどうぼんの教学」として差別の現実から明らかにされる教学として提起されています。

▶執筆プロフィール



小笠原正仁

おがさはら まさひと

1956年 大阪生まれ
 関西大学大学院博士後期課程中退 日本法制史
 大阪教区天野北組西教寺衆徒
 元 中央基幹運動推進相談員
 大阪芸術大学非常勤講師（法と芸術）
 一般財団法人 同和教育振興会 理事
 一般社団法人 和歌山人権研究所 理事
 株式会社 阿吽社 代表取締役
 〈主な著書〉
 単著『アートと法』（阿吽社刊）
 〈共著〉
 『経典と差別』同和教育振興会刊（森本覚修と共著）
 『人権理解の視座』明石書店（神戸修と共著）
 『和歌山の部落史』全7巻・編纂委員（明石書店）
 『紀州藩牢番頭家文書』（刊行中）編纂委員（清文堂）
 『講座同朋運動』（刊行中）編纂委員（明石書店）

同朋運動の実践的課題としての

実践運動

現在の「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）は、これまでの基幹運動の成果と課題を踏まえた運動として展開されています。

そこでの僧侶研修会も、より柔軟に、さらにより多くの課題をとりあげることができるよう、課題の一つとして「教区又は組が独自に設定する人権・差別問

題について」という課題をあげています。

そこでは、参考例として、「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」等々、アップデートされた課題をあげています。これは、まさに「差別する私の現実」に即応したものだといえます。

しかしながら、差別問題をつねに具体的に我が事としてとらえるというのは困難であることもまた事実です。だからこの学びなのです。

経典から学ぶ差別の現実

その学びの一つに、身元調査お断りの運動がありました。これは、門信徒や地域の情報が集まる寺院が個人情報や厳格に管理するという取り組みでした。

2012年、安芸教区で過去帳に類する帳簿の開示問題が起きました。その様子がテレビで放送されるという前代未聞のことでした。その問題提起を受けて、現在の僧侶研修会に「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について」という課題が加わりました。

しかし、安芸教区の問題が起きた時、その協議会の過程で、僧侶が取り組むべき人権的課題と教学が遊離しているからこのような問題が起きるのではないかと、このような問題があり、教学に関する学習会を行うことになりました。

そこで提起されたことは、私たちの経典における差別用語をめぐるものでした。すでに僧侶研修会において課題に

していたことも含まれていました。そうした意味では、これまでの僧侶研修会の取り組みが問われたともいえましよう。

差別問題にとって教学とは何か

そのことを踏まえて、今回の僧侶研修会の課題「経典から学ぶ差別の現実について」が加わりました。

開催要項に「僧侶研修会開始から25年を経て、改めて経典における差別用語を通して差別問題を学ぶ。(女人往生、根欠、梅陀羅 等)」とありますように、経典がいかに差別に利用され、差別を正当化する教化に使われたかということ、学ぶのです。それは、私の差別の現実を問うということでもあります。

私たちにとっての教学は、「権威」あるものとして学ばれ、受けとめられてきました。念仏による絶対的救済が緻密に構築されていく一方、例えば経典中にある「梅陀羅」については、日本の被差別身分であると説明されています。この説

明は、「梅陀羅」の説明に託して、解読者の被差別民への差別意識を説明したにすぎません。つまり差別されているから、同じものだと記述しているにすぎないのです。

経典ということについて、これは真言宗の事例ですが、不動明王真言や薬師如来真言にも「センダ」や「センダリ」という「梅陀」「梅陀羅」を意味する言葉が使われていますが、そこには差別の意味は一切なく、不動明王や薬師如来を表すものとして使われているとのことです。それは、アーリア人によって排除された人々の歴史の痕跡としてとらえられるという説があります。

そもそも、日本の差別をインドや中国に求めることはできません。日本の差別は、その差別の現場で考えられるべきなのです。

つまり、その差別の現実から明らかにされる教学として「御同朋の教学」が構築されるべきです。この経典解説の意識を差別と認識することが、差別の現実で

あります。私たちの差別の歴史を点検することが、私たちの差別の現実を明らかにするのです。その上で、私たちの差別意識を、教学が正当化し、再生産していた事実があるとするならば、そのことを課題とすべきでしょう。そこにこそ「御同朋の教学」を構築する現場があります。

教学と身分差別

歴史的にも、経典の表記が差別的に解釈・適用され、当時の身分差別を経典によって正当化していたことが指摘されています。

これについて、「三業惑乱」での新義派と古義派の被差別の門徒に対する対応を丹念に拾い集めた論文が『講座同朋運動』(同和教育振興会)第三巻にあります。

「三業惑乱」は教団を揺るがした大事件でした。教学について大論争となった事件です。結局、幕府寺社奉行の裁許に

より決着がつけられます。教学について、教団を揺るがす事態に発展したにもかかわらず、被差別の門徒に対しては、新義・古義、いずれからも厳しい差別が行われました。

つまり、教学が問題となったといっても、社会矛盾がその対象となることはなかったのです。

差別の現実に向き合う

さきにも述べたように、差別は被差別者に原因があるのではなく、差別者にその原因があります。そこに差別の現実があります。ですから、差別者の差別責任を免責すること、つまり、被差別者にその原因を求めるのは差別につながる教学です。さらに、差別問題に第三者は存在しません。差別・被差別という、その社会的関係において私自身がどのように関わるかです。

ところで、差別者である私の差別心がまったく払拭されなければ差別はなく

ならないのでしょうか。私は、これは少し違うような気がします。

というのも、差別の現実に出会ったとき、自分も差別をしていたことに気づきます。そのことに向き合っていくことが大切で、その取り組みをずっと続けることこそが、私が変わっていく運動なのです。

また、念仏者が差別に向き合い、さまざまな社会的課題に取り組む場合、ご門主が示された「自己中心性」を忘れてはなりません。

このたび加わった僧侶研修会の新しい課題は「経典から学ぶ差別の現実について」です。経典を解説する教学は、私たちの差別意識を正当化したり、差別を再生産していないかということを、念仏者としての私に問うのです。私の差別の現実を、経典と教学を手がかりに学ぶのです。

お説教でよく言われる、み教えを聞いてもすぐに抜け落ちる、「策さくのような私」を「法みの水」に浸しておくということが

あります。差別・被差別からの解放のためには、差別意識を抱かかえるこの私が、恒常的に同朋運動に取り組むことが必要なのです。

僧侶研修会は、僧侶のこの私が変わる取り組みです。この僧侶研修会で私たちが学び続けていくことが大切です。

そうした点を踏まえて、この課題について、研修会用参考資料を現在、浄土真宗本願寺派総合研究所と（一財）同和教育振興会とで協力して制作しております。